

事業運営委員会の設置について

1 概要

2022阿波おどり開催に向けた準備を迅速かつ円滑に進めるため、関係委員で構成する「事業運営委員会」を設置し、実行委員会で承認された事業・収支計画に基づく事業を実行委員会事務局と連携し実施する。なお、各事業の進捗状況については、実行委員会に適宜報告する。

2 事業運営委員会において実施する事業

- (1) 演舞場等（前夜祭及び選抜阿波おどりを含む）の企画運営に関する事
- (2) 公式ホームページ、ポスター及び見物ガイドの制作等の情報発信に関する事
- (3) クラウドファンディング、ネーミングライツ等の募集、渉外に関する事
- (4) 警備計画の策定（警察等との協議を含む）に関する事
- (5) 上記のほか、阿波おどり開催に付随する事業に関する事

3 構成団体

事業運営委員会は、実行委員会会則第4条に規定する団体のうち、次に掲げる委員及び当該委員の所属する団体の実務者により構成する。

- (1) 観光・文化団体 イーストとくしま観光推進機構、徳島市文化振興公社（事務局）
- (2) 踊り団体 阿波おどり振興協会ほか
- (3) 市民団体 つなぐ阿呆とくしま、徳島都市開発（事務局）
- (4) 行政機関 徳島市（事務局）

4 設置日（予定）

令和4年5月中旬（実行委員会にて書面決議後）

5 今後のスケジュール

5月中旬 第2回実行委員会（書面開催）

※議題：事業運営委員会の設置について

事業運営委員会の設置

5月下旬 第3回実行委員会

※議題：阿波おどり公式ポスターの決定について 等

阿波おどり未来へつなぐ実行委員会 事業運営委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、阿波おどり未来へつなぐ実行委員会会則第19条の規定に基づき、事業運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織及び運営）

第2条 阿波おどり未来へつなぐ実行委員会は、会則第3条の事業を迅速かつ円滑に実施するため、事業運営委員会を置く。

2 事業運営委員会は、会則第4条に規定する別表に掲げる団体のうち、次の団体により構成するものとする。

(1) 観光・文化団体

(2) 踊り団体等

(3) 市民団体等

(4) 行政機関

3 事業運営委員会に、会長及び副会長各1名を置く。

4 事業運営委員会は、実行委員会で承認された事業・収支計画に基づく次の事業を実施し、その結果を実行委員会に報告しなければならない。

(1) 演舞場等（前夜祭及び選抜阿波おどりを含む）の企画運営に関すること

(2) 公式ホームページ、ポスター及び見物ガイドの制作等の情報発信に関すること

(3) クラウドファンディング、ネーミングライツ等の募集、渉外に関すること

(4) 警備計画の策定（警察等との協議を含む）に関すること

(5) 上記のほか阿波おどり開催に付随する事業に関すること

5 会則第8条の規定は、事業運営委員会において準用する。

6 事業運営委員会は、実行委員会事務局と連携し、第4項に掲げる事業の円滑な実施に努める。

7 事業運営委員会は、必要に応じて、事業運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

8 本規程で定めるもののほか、事業運営委員会の運営に関する事項は、会長が定める。